

議員提出第19号

ハラスメントを禁止する包括的法整備を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月14日

提出者 吉川市議会議員 雪田きよみ

賛成者 吉川市議会議員 吉川 敏幸

〃 岩田 京子

〃 濱田 美弥

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

## ハラスメントを禁止する包括的法整備を求める意見書

社会にはあらゆるハラスメントが溢れています。

財務省事務次官によるマスコミで働く女性に対するセクシャル・ハラスメント事件は社会に衝撃を与えました。しかしセクシャル・ハラスメントのみでなく、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどで人格を傷つけられ離職を選ぶなど、雇用の場を奪われている実態は多く存在しています。

全国の労働局への労働相談で、パワー・ハラスメントを含む「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が 2017 年度で約 72,000 件に上り、増加の一途を辿っています。厚労省の 2016 年度調査では、企業で働く人の 3 人に 1 人が「過去 3 年間にパワー・ハラスメントを受けたことがある」と答えています。

このような状況の中、全ての労働者が離職せず、仕事も生活も大切にしながら働き続けられるように、ハラスメントの根絶に向けてハラスメントの行為そのものを禁止する法整備が求められています。

よって吉川市議会はハラスメントを禁止する包括的な法律を制定することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 14 日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

厚生労働大臣